

○宮崎大学共同利用設備管理委員会規程

平成29年3月23日

制 定

改正 令和元年12月26日 令和2年3月26日
令和3年10月1日

(設置)

第1条 宮崎大学（以下「本学」という。）における研究設備の導入戦略に関する重要事項を審議するため、宮崎大学共同利用設備管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学における戦略的設備整備計画（設備マスタープラン）の策定に関する事項
- (2) 学内外における設備共同利用の推進に関する事項
- (3) 戦略的設備整備資金獲得のための機動的対応に関する事項
- (4) 本学における設備利用環境の高度化・活性化に関する事項
- (5) 本学における設備利用環境の点検評価に関する事項
- (6) その他設備利用環境の高度化・活性化の推進戦略に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究・企画担当）
- (2) 産学・地域連携センター長
- (3) フロンティア科学総合研究センター長
- (4) 産業動物防疫リサーチセンター長
- (5) 工学部教育研究支援技術センター長
- (6) 各学部研究担当副学部長
- (7) その他学長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第7号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長（研究・企画担当）をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 委員長は、特別の事情により第3条第2号から第6号までの委員が委員会に出席できない場合には、代理の者を出席させるものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第9条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究国際部産学・地域連携課と連携し、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。